

○山口県警察参考人旅費支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「旅費条例」という。）第3条第4項の規定に基づき、犯罪捜査上の必要から招致する参考人に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

第2 支給対象者

参考人に対する旅費は、警察の依頼に応じて出頭した者に支給するものとする。ただし、次に掲げる者に対しては支給しない。

- (1) 現場又はその付近で簡単な事情を聴取するため、短時間引き止めた者
- (2) 被疑者の親族及び利害関係者
- (3) その他支給の必要がないと認められる者

第3 支給額

参考人に対して支給する旅費額は、旅費条例に定めるところによるものとする。

第4 前渡資金の保管

参考人に対して支給する旅費に係る資金の前渡を受けたときは、警察本部にあつては警務部会計課長が、警察署にあつては会計課長が、当該資金を保管するものとする。

第5 処理手続

- 1 所属長は、参考人を招致するときは、一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和29年山口県規則第76号）第3条に規定する旅行依頼簿を作成するものとする。
- 2 参考人に対する旅費の支給の方法は、現金支払又は口座振替とする。